

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 地域特性に応じた土地利用の推進
-----	-------------------

施策主管課	都市計画課	総合計画記載頁	149ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	政策名 (基本施策名)	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	---

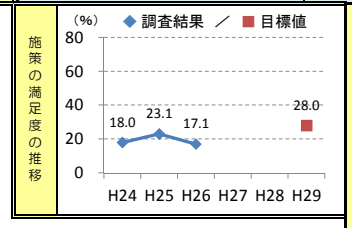
2 施策の取組状況

施策目標	地域の個性や魅力を活かしながら、計画的な土地利用が行われています。
------	-----------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	地区計画導入地区数	単年度目標値	22	23	23	23	23	24		A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	18.0%	23.1%	17.1%			
現状値			22地区	実績値	22	24	24													
目標値(H29)		24地区	単年度の達成度	100.00%	104.35%	104.35%				前年度からの増減				5.1%	-6.0%					
指標2	市街化区域の宅地率	単年度目標値	54.8	55.0	55.1	55.2	55.3	55.4	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B
		現状値	54.8%	実績値	54.8	55.1	56.0													
	目標値(H29)	55.4%	単年度の達成度	100.00%	100.18%	101.63%														
指標3	市街化区域の宅地率	単年度目標値							A	【参考】中核市等との水準比較	中核市平均									
		現状値																		
	目標値(H29)										実績値									
指標4	市街化区域の宅地率	単年度目標値							A	【参考】中核市等との水準比較	中核市での本市の順位									
		現状値																		
	目標値(H29)										中核市平均									
指標5	市街化区域の宅地率	単年度目標値							A	【参考】中核市等との水準比較	中核市での本市の順位									
		現状値																		
	目標値(H29)										実績値									

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況		総評価	73点
---------------------	--	-----	-----

施策を取り巻く環境等	国土交通省においては、「コンパクト+ネットワーク」を基本的考え方とする「国土のグランドデザイン2050」の作成や、平成26年5月に「都市再生特別措置法」の改正により、立地適正化計画の策定が新たに制度化され、全国的にも、立地適正化計画の策定を検討している市町村が増加しており、本市でも、平成26年10月に庁内検討組織を設置し、計画策定に取り組んでいる。また、県では、平成26年7月に「とちぎの都市ビジョン」を改定し、拠点地区の形成とネットワーク化により目指すべき都市構造として「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を掲げ、施策を推進していくこととしている。	市民満足度	施策を構成する各種事業は順調に実施されているところであるが、今後直面する少子・超高齢化、人口減少社会に対応するため、地域特性に応じた土地利用の推進は必要であり、市民への将来のまちづくりへの関わりの周知・啓発が不足していたため、施策の満足度が高まらなかったと考えられる。今後、市民へのより一層丁寧な説明や周知を図っていく。	総評価	概ね順調
------------	---	-------	--	-----	------

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		事業の進捗状況	H26事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	地区計画制度の活用	★	・地区計画制度等の活用	市民・事業者	・地区計画制度等に関する説明会等の実施	計画どおり		H元		・地域資源を活かし、地区の特性に応じた魅力ある景観や快適な環境を形成するため、地区計画制度を活用し良好な居住環境の保全などの土地利用を推進しているところである。市民の地区計画制度に関する理解や関心をさらに高めるため、説明会等を実施し、地区計画の導入を推進していく。
2	都市計画基礎調査	★	・地域地区制度の活用 ・開発許可制度の適正運用 ・地域特性に応じた計画的な農地の保全	市民	・都市計画基礎調査による都市や地域の特性や課題の把握	計画どおり	1,908	S48		・都市の現状や動向を把握するため、都市計画法第6条及び第13条に基づき都市計画基礎調査を実施し、調査により得た情報を地理情報システム(GIS)にて分析し、都市や地域の特性や課題を把握することで都市計画を適切に策定し、地域の特性に応じた土地利用を推進しているところである。今後も基礎調査による分析を実施し、得た情報については、引き続き庁内に情報提供するなど有効活用し、地域の特性に応じた土地利用を推進していく。
3	地籍調査事業	★	・地籍調査事業の推進	本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地区画整理事業実施区域を除く)	・地籍調査の実施	計画どおり	116,820	H12		・地籍調査事業は、市民や事業者の円滑な土地利用や公共事業への有効活用に資する事業であり、長期的な事業であることから、今後とも、DID地区の調査も含めて、計画的に事業を推進していく。
4	公共施設等の受入れ事業			・開発許可により設置された公共施設の土地登記名義人及び抵当権設定者 ・市民(公共施設の周辺住民)	・未だ市に帰属されてない所有権の移管や抵当権の抹消	計画どおり		H5		・平成26年度から意向確認のできていない「未同意物件」の処理を開始しており、今後も引き続き処理を進めていく。 ・処理にあたっては、これまでの受入れ実績等を踏まえ、平成25年度に策定した未同意物件受入れ計画に基づき、効率的・計画的な受入れを実施していく。
5	市街化区域における土地利用の適正化の推進	★		市民および民間事業者	・居住や都市機能の集約に向けた誘導区域等の整理	計画どおり	5,832	H26		・本事業は、「ネットワーク型コンパクトシティ」の具現化策の一つであり、市街化区域において、地域の個性や魅力を活かしながら土地利用の適正化を図る取組である。今後は、居住や都市機能の集約・誘導に向けた基本的な方針等について検討を進める。
6	ネットワーク型コンパクトシティ形成の推進	○★		市民、事業者等	・長期的視点でのまちづくりの方向性を示す「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」の作成と市民理解の促進	計画どおり	9,540	H20	独自性	・平成26年度は、将来の都市構造イメージや都市形成の考え方等について平成25年度に整理した「ビジョン中間取りまとめ」を基に、学識経験者等からの支援を受けながら、実現に向けた具体的な施策事業や推進方針などをとりまとめ、「ビジョン」を完成させた。今後も引き続き、市民・事業者に向けて周知啓発や意見交換等を実施し、「ネットワーク型コンパクトシティ」に対する市民理解を深めていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆施策指標である地区計画導入地区数や市街化区域の宅地化率については、順調に目標を達成しており、施策を構成する各事業の取り組み成果が現れているところである。市民満足度については、前年度より低下している。ネットワーク型コンパクトシティの具現化を図るためには、市内の各地域で、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間の形成が求められている。そのため、市街化区域において、居住や都市機能の集約・誘導に向け、立地適正化計画を策定するとともに、市街化調整区域において、開発許可制度との調整を図りながら、新たな土地利用の方針を検討することにより、地域特性に応じた土地利用の方針を整理していくことが必要である。また、市民・事業者へビジョンに基づく将来の都市構造イメージや都市形成の考え方等について、周知啓発を図っていく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆市民に対する各事業の周知・啓発を図りながら、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、地域の個性や魅力を活かした計画的かつ適正な土地利用の推進に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆ネットワーク型コンパクトシティ形成の推進 市民・事業者への将来の都市構造イメージや都市形成の考え方等についての周知啓発や、意見交換等を引き続き実施し、「ネットワーク型コンパクトシティ」に対する市民理解を深めていく。 ◆市街化区域における土地利用の適正化の推進 機能的で魅力のある都市空間を形成するために、市街化区域において、「立地適正化計画」を策定し、居住や都市機能の集約・誘導に向け、検討するとともに、市街化調整区域において、開発許可制度との調整を図りながら、新たな土地利用の方針を検討することにより、地域特性に応じた土地利用の推進を図っていく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>